

令和7年度 第1回 名張市子ども権利委員会 議事録概要

日時：令和7年5月27日（火）

15時00分～16時30分

場所：名張市役所2階庁議室

【出席者】 子ども権利委員会 委員長、副委員長、委員6名

【事務局】 子ども家庭室（福祉子ども部保育・家庭担当部長、子ども家庭室長、子ども家庭室係長、子ども相談員、室員3名）

1. 委員長あいさつ

・市政に反映して子どもたちのために、委員の皆様には貴重なご意見をお願いします。

2. 保育・家庭担当部長あいさつ

・令和7年度の1回目の子ども権利委員会では、新たに4月から二人の委員会の方に就任していただきました。

・子どもの大切な権利の保障と普及、子どものための市の施策を実施するにあたり、ご意見ご質問をいただきたいと思っております。

3. 新委員（子ども権利委員会）への委嘱状の交付

4. 議事 子ども条例関連事業進捗状況報告

（事務局より説明）

(1) 条例関連事業進捗状況

○子どもの権利救済委員会

・令和6年度は申し立てが1件あり、権利救済委員会を2回開催。権利の委員会で申し立ての内容の審査を行い、その結果、調査及び審議を実施せず。

○子ども相談室

・過去5年間の案件数と延べ件数、相談者の内訳、相談形態の説明、相談内容の内訳。

○子どもの権利の普及

・令和6年度の広報、啓発、研修事業を報告。

・子ども条例パンフレットを市内の小学3年生対象に配布。

・子ども相談室のカードを、市内の小中高校生を対象に配布。

・切手を貼らずに投函できるミニレターを市内の小学生に配布。

・子ども相談室便り「ほっとライン」を年に4回発行し、市内の全小中学校に配布。子ども相談室便り「ほっとライン+plus」を年に4回発行し、市内全高等学校・県立学校・工業高等専門学校に配布し、市のホームページにも掲載。

・小学校人権学習では、「子どもの権利条約」「名張市子ども条例」について出前授業を市内3校の小学校で実施。比奈知文化センターひばりっ子（小学1年生から5年生）では子どもの権利の勉

強会を実施。勉強会終了後、名張市子ども条例マイスターの認定書の授与し、子ども条例について家族や友達に広めてもらえるように啓発活動を実施。

- ・新たな取り組みとして、11月21日から27日の子どもの権利を考える週間に合わせて、名張市立図書館すなおで子どもの権利と名張市子ども条例に関するテーマ展示を実施。
- ・R7年度4月より、赤ちゃん訪問時使用の子育てガイドに子ども条例を掲載。

○子ども会議（ばりっ子会議）

- ・ばりっ子会議開催についての報告。
- ・令和6年度は、ばりっ子モール開催の話し合い、市政への提言についての話し合いをMIK運動推進委員会に事業委託し9回実施。
- ・2月15日は、市政への提言式を実施。提言の内容は、令和6年度のばりっ子会議の中で、子どもから通学路や公園を綺麗にしたい、名張の名物をもっと広めたいという意見がでた。子ども達から美化ポスターを募集し、11月23日のばりっ子モールで掲示。来場者が投票し、上位3点を環境美化活動に役立てていくように提言があった。提言のポスターは、市内10の地域に掲示を依頼している。

名張の名物を広めたいという意見から、なばり饅頭、牛汁、かたやきアイスが、ばりっ子モールにて好評だったため、これらの名物を広めていくように提言があった。委託先のMIK運動推進委員会とも話し合いながら、名物を広める方法について令和7年度も引き続き子ども達から意見を求めている。

ばりっ子広場は11月23日に開催。今年度もキッズサポータークラブ、および皇學館大学の学生に協力を得て、銀行、文房具屋さん、お化け屋敷、射的、スーパーボールすくい、カフェ、段ボール工作といったお店を子ども達を中心に実施。

<質疑>

〔子ども相談室〕

○令和6年度の子どもの相談室への相談件数が減少した理由は何か。

(事務局)・他の相談窓口が増加し、教育センターや学校など、身近に自分が相談したい機関がある。SOSレターも減っている。

(委員)・携帯が普及し、自分の問題と似た他人の悩み相談を閲覧することで、疑似的に相談をした気になっているかもしれない。

・令和6年にチャットGPTが浸透した影響もあるのではないか。AIより、実際に大人が子どもの話を聞いて解決に結びつけられると良い。

〔子どもの権利の普及〕

○今年度から、名張市の小中学校は配布物受付不可になったため、今後の権利委員会からの配布物やアンケートの配布方法についてどうしていくのか。

(事務局)・教育委員会と協議し、タブレットか手紙で配付する。

(委員長)・配布物や「子どもの権利について」説明をしながら、紙で配布し、権利条約を子ども達に浸透できるようにする。

○市内全ての小学校に配布している。こどもそうだんしつへのおてがみ（ミニレター）は学校のどこに置いているのか。

（事務局）・昨年度は市内小学校にミニレターを 50 部渡し、子どもがいつでも取りに行ける学校内の場所（保健室や下駄箱の上、職員室の前）に置いてもらえるようお願いしている。

〔ぱりっ子会議〕

○市長の提言について、子どもから具体的にどんな言葉が出てきたのか。

（事務局）・子ども達から、通学路が汚く、ゴミが落ちてるところをよく見るという意見が多く出た。解決する方法を話し合った。

（委員）・犬の便や、バス停近くには、吸い殻やタバコの空き箱が落ちている。大人に向けての啓発が出来るようなポスターも併せて考えていけたら良い。

〔これからの取り組みと課題〕

○赤ちゃん訪問時、子育てガイドの子ども条例のページを見せながら説明をしている。子ども条例の知名度は低いため、ポスターにして、小学校、市民センターに貼ってもらうのはどうか。子ども達が「自分たちに権利がある。」とわかるのではないか。

（事務局）・子どもの権利を考える週間にあわせて、小学校や市民センターに依頼してみるのもよい。

・子ども自身が、自分たちの大切な権利を知る機会を関係機関の協力を得ながら、より多く増やしていくための検討が必要。子ども達の権利の啓発が大切である。

○子どもの居場所づくりの進捗状況、利用対象について教えて欲しい。

（事務局）・子ども若者第三の居場所整備に係るアンケート調査をした。利用する高校生や大学生の意見を聞き、出来るだけ反映していきたい。実行委員会は高校生、大学生を中心に 13 人。

・対象は小学校高学年から利用可能。幅広い世代に利用して欲しい。支援が必要な子は、小学校 1 年生から高校生ぐらいまで利用可能である。